

十二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 子会社等（第五十四条の十五・第五十四条の十八）</p> <p>第六章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（役員）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号に掲げる金庫にあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>6 前項に規定する子会社とは、金庫がその発行済株式（議決権のあるも</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 信用金庫連合会の子会社（第五十四条の十五・第五十四条の十六）</p> <p>第六章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（役員）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号に掲げる金庫にあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社（金庫が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）の取締役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>6 金庫及びその子会社又は当該金庫の子会社が株式会社の発行済株式の</p>

のに限る。()の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分(以下「株式等」という。)を所有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

7 前項の場合において、金庫又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又はその子会社に指図を行うことができるものに限る。)その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。)を含むものとする。

8 (略)

(兼職又は兼業の制限)

第三十三条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認められる場合でなければ、これを認可してはならない。

3 (略)

総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社は、前項の規定の適用については、当該金庫の子会社とみなす。

7 (略)

(兼職又は兼業の制限)

第三十三条 (略)

2 (略)

(特定金庫の監査)

第三十七条の二 (略)

2(9) (略)

10 第一項の会計監査人については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第九十一条において「商法特例法」という。)(第三条第一項から第三項まで(会計監査人の選任)、第四条から第十一条まで(会計監査人の資格、権限等)及び第七七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)の規定を、特定金庫の理事については、同法第十六条第一項(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)の規定を、特定金庫については、同法第十八条第二項(常勤監査役)の規定を準用する。この場合において、同法第三条第二項(同法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)(中「監査役会」とあるのは「監事の過半数」と、同法第三条第三項前段(同法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)(中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)(中「第二条」とあるのは「信用金庫法第三十七條の二第一項」と、「商法第二百一十一條ノ二に規定する子会社」とあるのは「信用金庫法第三十二條第五項に規定する子会社」と、同法第六条の二第一項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)(中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の二第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)

(特定金庫の監査)

第三十七条の二 (略)

2(9) (略)

10 第一項の会計監査人については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第九十一条において「商法特例法」という。)(第三条第一項から第三項まで(会計監査人の選任)、第四条から第十一条まで(会計監査人の資格、権限等)及び第七七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)の規定を、特定金庫の理事については、同法第十六条第一項(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)の規定を、特定金庫については、同法第十八条第二項(常勤監査役)の規定を準用する。この場合において、同法第三条第二項(同法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)(中「監査役会」とあるのは「監事の過半数」と、同法第三条第三項前段(同法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)(中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)(中「第二条」とあるのは「信用金庫法第三十七條の二第一項」と、「商法第二百一十一條ノ二に規定する子会社」とあるのは「信用金庫法第三十二條第五項に規定する子会社(同法第六項の規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。)」と、同法第六条の二第一項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)(中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、

中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第四項」と、同法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第五項」と、「商法」とあるのは「同法第三十七条第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第十二項の規定により読み替えて適用する同法第三十七条第七項」と、「同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

11・12 (略)

(商法等の準用)

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、第二百五十六条第三項（任期の伸長）、第二百五十八条第一項（取締役の退任の場合の処置）及び第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法

同法第六条の二第二項（同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第四項」と、同法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第五項」と、「商法」とあるのは「同法第三十七条第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第十二項の規定により読み替えて適用する同法第三十七条第七項」と、「同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

11・12 (略)

(商法等の準用)

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、第二百五十六条第三項（任期の伸長）、第二百五十八条第一項（取締役の退任の場合の処置）及び第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法

律第八十九号)第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ三(取締役の義務)、第二百六十一条、第二百六十二条(会社代表)、第二百六十五条(取締役会社間の取引)、第二百六十九条(取締役の報酬)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十五条並びに商法第二百六十条ノ三(監査役の取締役会出席権等)、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで(監査役の権限、義務等)及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二まで(取締役と監査役との連帯責任等)の規定を、理事会については、同法第二百五十九条から第二百六十条ノ二まで(取締役会)並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「信用金庫法、本法」と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「信用金庫法第三十四条」と、第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六条第五項」と、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項二規定スル子会社)」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

律第八十九号)第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ三(取締役の義務)、第二百六十一条、第二百六十二条(会社代表)、第二百六十五条(取締役会社間の取引)、第二百六十九条(取締役の報酬)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十五条並びに商法第二百六十条ノ三(監査役の取締役会出席権等)、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで(監査役の権限、義務等)及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二まで(取締役と監査役との連帯責任等)の規定を、理事会については、同法第二百五十九条から第二百六十条ノ二まで(取締役会)並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「信用金庫法、本法」と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「信用金庫法第三十四条」と、第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六条第五項」と、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項二規定スル子会社)(同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム)」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

(信用金庫の事業)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 (略)

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

三(十二) (略)

十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第五号及び第十号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ

(信用金庫の事業)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 (略)

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

三(十二) (略)

取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

4 (略)

5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで(定義)に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先物取引をいう。

二・二の二 (略)

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(証券取引法第二条第三項(定義)に規定する有価証券の私募をいう。)の取扱いをいう。

四 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第八項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。

五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第九項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

6 9 (略)

10 信用金庫は、第三項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとす

4 (略)

5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

二・二の二 (略)

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。)の取扱いをいう。

四 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第七項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。

五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

6 9 (略)

るときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 11| (略)
- 12| (略)
- 13| (略)
- 14| (略)
- 15| (略)
- 16| (略)
- 17| (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 (略)

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

三十二 (略)

十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当

- 10| (略)
- 11| (略)
- 12| (略)
- 13| (略)
- 14| (略)
- 15| (略)
- 16| (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 (略)

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

三十二 (略)

該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」といふ。）（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。）

十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

5、8（略）

9 信用金庫連合会は、第四項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

10（略）

11（略）

12（略）

13 前条第四項、第五項及び第十四項から第十七項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは、「次条第四項第五号」と、同条第五項中「第三項」とあるのは、「次条第四項」と、同条第十四項中「第三項第八号」とあるの

5、8（略）

9（略）

10（略）

11（略）

12 前条第四項、第五項及び第十三項から第十六項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは、「次条第四項第五号」と、同条第五項中「第三項」とあるのは、「次条第四項」と、同条第十三項中「第三項第八号」とあるの

は「次条第四項第八号」と、同条第十六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十七項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとする。

第五章の三 子会社等

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の十五 信用金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社)第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。()としてはならない。

一 信用金庫の行う業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)(を専ら営む会社であつて、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社

二 第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

三 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)(以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)(

四 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止

は「次条第四項第八号」と、同条第十五項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十六項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとする。

第五章の三 信用金庫連合会の子会社

(信用金庫連合会の証券会社等の株式の所有)

第五十四条の十五 信用金庫連合会は、証券会社(証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。)(又は信託業務を営む銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。)(の株式(議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。)(については、内閣総理大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式には、当該信用金庫連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他総理府令・大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該信用金庫連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 信用金庫連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む

及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該信用金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 信用金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第二号又は第四号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、認可対象会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該信用金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、信用金庫が、その子会社としている第一項各号に掲

銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 信用金庫連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該信用金庫連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

（信用金庫連合会の海外現地法人の株式等の所有）

第五十四条の十六 信用金庫連合会は、次に掲げる会社の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）については、内閣総理大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有することができる。

一 銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。）を営む外国の会社

二 証券業（証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項の規定は、信用金庫連合会が同項の認可を受けて同項各号に掲げる会社の株式等を所有している場合において、当該会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になるときに当該信用金庫連合会が所有する当該株式等について準用する。

ける会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 信用金庫は、第三項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

7 信用金庫が認可対象会社を子会社としている場合には、当該信用金庫の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

（信用金庫等による株式の取得等の制限）

第五十四条の十六 信用金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、信用金庫又はその子会社が、担保権の実行その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準

3 前条第二項の規定は、前二項の場合において信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 前条第三項及び第四項の規定は、信用金庫連合会が第一項各号に掲げる会社の株式等を取得し、又は所有する場合について準用する。

株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該信用金庫があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、信用金庫又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、信用金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 信用金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等とその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣は、信用金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条

第一項（認可）の認可を受けて当該信用金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該信用金庫が第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該信用金庫が存続する場合に限る。）。その合併をした日

三 当該信用金庫が第五十八条第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたとき（総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。）。その事業又は営業の譲受けをした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に信用金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 信用金庫又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該信用金庫が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、信用金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 第三十二条第七項の規定は、前各項の場合において信用金庫又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において

「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むもの

二 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。)(のほか、同法第三十四条第一項各号(業務)に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)(

三 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)(

四 銀行業(銀行法第二条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。)(を営む外国の会社

五 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)(

六 保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。以下同じ。)(を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く。)(

七 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該信用金庫連合会の一の子会社の営む業務のために従

属業務を営んでいる会社（以下この号及び次条において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該信用金庫連合会又はその子会社（当該一の子会社（同条第二項第一号において「従属先子会社」という。）を除く。）が、合算して、基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第九号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）

八 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えているものに、保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。

- 九 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社（当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（次条第二項第二号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）
- 十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 従属業務 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第六号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
 - 二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
 - 三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
 - 四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
 - 五 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社
- イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社

- ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社
- ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である証券
専門会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 六 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社
 - イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社
 - ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社
 - ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である保険
会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 3 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号
まで又は第十号に掲げる会社（主として当該信用金庫連合会の行う業務
のために従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。第六項におい
て同じ。）を営んでいる会社を除く。次項において「認可対象会社」と
いう。）を子会社としよつとるときは、第五十八条第三項の規定によ
り合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あら
かじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 4 前項の規定は、信用金庫連合会が、その子会社としている第一項各号
に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限
る。）に該当する子会社としよつとるときについて準用する。
- 5 第五十四条の十五第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、信用
金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項
」とあるのは「第五十四条の十七第一項」と、「子会社対象会社」とあ
るののは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」と
あるのは「第五十四条の十七第三項」と、「認可対象会社」とあるのは

「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十四条の十七第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務、信用金庫連合会の一の子会社の営む業務又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

（信用金庫連合会等による株式の取得等の制限）

第五十四条の十八 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第三号までに掲げる会社、同項第七号に掲げる会社）特定従属会社を除く。）並びに同項第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十四条の十六第二項から第六項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

一 特定従属会社 従属先子会社

二 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社 特定子会社

3 第五十四条の十六第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の十八第一項」と、「国内の会社の株式等とその基準株式数等」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の株式等をその基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十四条の十八第一項の規定」と、「第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）」とあるのは「第五十八条第三項」と、「第五十八条第三項の認可を受けて事業又は」とあるのは「次条第三項又は第五十八条第三項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業若しくは」と、「その事業又は」とあるのは「その子会社とした日又はその事業若しくは」と、同条第八項中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第五十四条の十八第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六章 経理

（商法の準用）

第五十五条の二 金庫の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）の規定を、金庫の計算については、同法

第六章 経理

（商法の準用）

第五十五条の二 金庫の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）の規定を、金庫の計算については、同法

第二百八十五条（資産評価に関する特則）、第二百八十五条ノ二（流動資産の評価）、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで（金銭債権等の評価、費用の繰延べ等）及び第二百八十七条ノ二（引当金）の規定を、第五十四条の二第一項の債券を発行する全国を地区とする信用金庫連合会の計算については、同法第二百八十六条ノ五（社債発行費用の計上）及び第二百八十七条（社債償還差額の計上）の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは、「子会社（信用金庫法第三十二条第五項二規定スル子会社）」と、同法第二百八十六条中「第六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは、「信用金庫法第二条二規定スル金庫ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該債券」と読み替えるものとする。

（商法等の準用）

第六十四条 金庫の解散及び清算については、商法第百十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百十一条、第四百十七条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二

第二百八十五条（資産評価に関する特則）、第二百八十五条ノ二（流動資産の評価）、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで（金銭債権等の評価、費用の繰延べ等）及び第二百八十七条ノ二（引当金）の規定を、第五十四条の二第一項の債券を発行する全国を地区とする信用金庫連合会の計算については、同法第二百八十六条ノ五（社債発行費用の計上）及び第二百八十七条（社債償還差額の計上）の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは、「子会社（信用金庫法第三十二条第五項二規定スル子会社）（同法第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百八十六条中「第六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「信用金庫法第二条二規定スル金庫ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該債券」と読み替えるものとする。

（商法等の準用）

第六十四条 金庫の解散及び清算については、商法第百十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百十一条、第四百十七条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二

十七条（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで及び第三十八条ノ三（法人の清算の監督）の規定を、金庫の清算人については、第三十三条第二項、第三十五条、第三十六条及び第四十二条から第四十四条まで並びに商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）、第二百四十四条第二項（株主総会の議事録）、第二百四十七条（株主総会の決議の取消しの訴え）、第二百四十九条（同法第二百五十二条において準用する場合を含む。）（訴えに係る担保の提供）、第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、第二百五十四条ノ三（取締役の義務）、第二百五十八条第一項（取締役の退任の場合の処置）、第二百五十九条から第二百六十条ノ三まで（取締役会）、第二百六十条ノ四第一項及び第二項（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）、第二百六十五条（取締役会社間の取引）、第二百六十七条から第二百六十九条まで（取締役に対する訴え等）、第二百七十二條（株主の差止請求権）、第二百七十四条（業務監査権等）、第二百七十四条ノ二（取締役の監査役に対する報告義務）、第二百七十五条（株主総会に対する意見報告義務）、第二百七十五条ノ二（監査役が取締役に対する行為差止請求権）、第二百七十五条ノ四（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）並びに第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十条第四項中「第二百八十二条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条第九項」と、同法第四百二十一条第一項中「官

十七条（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで及び第三十八条ノ三（法人の清算の監督）の規定を、金庫の清算人については、第三十三条第二項、第三十五条、第三十六条及び第四十二条から第四十四条まで並びに商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）、第二百四十四条第二項（株主総会の議事録）、第二百四十七条（株主総会の決議の取消しの訴え）、第二百四十九条（同法第二百五十二条において準用する場合を含む。）（訴えに係る担保の提供）、第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、第二百五十四条ノ三（取締役の義務）、第二百五十八条第一項（取締役の退任の場合の処置）、第二百五十九条から第二百六十条ノ三まで（取締役会）、第二百六十条ノ四第一項及び第二項（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）、第二百六十五条（取締役会社間の取引）、第二百六十七条から第二百六十九条まで（取締役に対する訴え等）、第二百七十二條（株主の差止請求権）、第二百七十四条（業務監査権等）、第二百七十四条ノ二（取締役の監査役に対する報告義務）、第二百七十五条（株主総会に対する意見報告義務）、第二百七十五条ノ二（監査役が取締役に対する行為差止請求権）、第二百七十五条ノ四（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）並びに第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十条第四項中「第二百八十二条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条第九項」と、同法第四百二十一条第一項中「官

報ヲ以テ公告」とあるのは、「公告」と、同法第四百二十六条第二項中、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「総会員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員」と、第三十五条第三項中、「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項」とあるのは、「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中、「本法」とあるのは、「信用金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中、「第二百六十七条第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第七十条から第七十二条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）」とあるのは、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五

報ヲ以テ公告」とあるのは、「公告」と、同法第四百二十六条第二項中、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「総会員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員」と、第三十五条第三項中、「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項」とあるのは、「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中、「本法」とあるのは、「信用金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中、「第二百六十七条第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第七十条から第七十二条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）」とあるのは、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五

条第二項」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 信用金庫が第五十四条の十五第一項第一号若しくは第三号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の十七第一項第七号又は第九号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき(第五十八条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。))。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十八条第三項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)

四 信用金庫の第五十四条の十五第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は信用金庫連合会の第五十四条の十七第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

第二項」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき(第五十四

六 (略)

(認可の失効)

第八十七条の三 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を執行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(大蔵大臣への通知)

第八十七条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第八十七条の規定による届出(同条第六号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。()があつたときも、同様とする。

一～四 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第十二条の二から第十

条の十六第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつたとき)。

三 (略)

(認可の失効)

第八十七条の三 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を執行しなかつたとき(第五十四条の十六第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、信用金庫連合会が当該認可を受けた日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつたとき)は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(大蔵大臣への通知)

第八十七条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第八十七条の規定による届出(同条第三号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。()があつたときも、同様とする。

一～四 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第十四条から第十六条

六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（大蔵大臣への協議）並びに第五十七条の四（大蔵大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。

2 前項の場合において、銀行法第十九条第一項及び第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条の三 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

まで（取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（大蔵大臣への協議）並びに第五十七条の四（大蔵大臣への資料提出等）の規定は金庫について、同法第十三条第一項、第三項及び第五項（同一人に対する信用の供与）の規定は信用金庫について、同条及び同法第十三条の二（特定関係者との間の取引等）の規定は信用金庫連合会についてそれぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法第十九条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは、「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条の三 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二〇五 (略)

第九十一条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者)若しくは清算人又は第三十七条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇六の二 (略)

七 第三十二条第八項の規定に違反して役員^{の補充のために必要な手続}を採らなかつたとき。

八 第三十三条第一項又は第三項(第六十四条において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

九〇十八 (略)

十九 第五十四条の十五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十四条の十六第一項に規定する国内の会社を除く。)(を子会社としたとき、又は第五十四条の十七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十四条の十八第一項に規定する国内の会社を除く。)(を子会社としたとき。

二〇五 (略)

第九十一条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者)若しくは清算人又は第三十七条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇六の二 (略)

七 第三十二条第七項の規定に違反して役員^{の補充のために必要な手続}を採らなかつたとき。

八 第三十三条(第六十四条において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

九〇十八 (略)

十九 第五十四条の十五第一項若しくは第五十四条の十六第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた後において、同項に規定する数若

十九の二 第五十四条の十五第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十九の三 第五十四条の十六第一項若しくは第二項ただし書（第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の十八第一項の規定に違反したとき。

十九の四 第五十四条の十六第三項又は第五項（これらの規定を第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五 第五十四条の十七第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十一～二十三（略）

二十四 第八十七条の二第二項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む）

）、第五十四条の十七第三項（同条第四項において準用する場合を含む）

しくは額の当該会社の株式若しくは持分を所有したとき。

二十一～二十三（略）

二十四 第八十七条の二第二項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の十五第一項、第五十四条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第三項の規定又は銀

む。()若しくは第五十八条第三項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。()に違反したとき。

二十五 (略)

2 (略)

行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。()に違反したとき。

二十五 (略)

2 (略)